

日曜開庁を実施します

【開庁日】平成28年3月27日（日）、4月3日（日）

【開庁時間】9時～13時

【開庁場所】市役所本庁（朝倉市菩提寺412-2）
※朝倉支所および杷木支所では行いません。

【業務内容】表のとおり（市役所内での業務に限ります）

窓口・問合せ先 (代表 ☎ 22-1111)	取扱いできる手続き	発行できる証明書
市民課 (内線 61-137)	●転入・転出・転居等住民異動届出の手続き（個人番号カード・住基カードを利用した転入の手続きはできません） ●印鑑登録（新規・廃止・亡失）手続き ●戸籍届出（出生・婚姻・死亡等）は預かりのみ（従前どおり、終日、警備員室でお預かりします）	●住民票・戸籍・印鑑登録証明（住民票の広域交付は除きます） ●個人番号カードの交付
税務課 (内線 61-161、162)	●口座振替手続き（申請・解約） ●軽自動車税（登録・廃車）手続きただし、以下の廃車手続きはできません。 ・ナンバープレートのないもの ・他市町村が交付したナンバープレート ※日曜開庁では、申告相談はできません。	●所得（課税）証明書 ●納税証明書 ●評価証明書、公課証明書、名寄帳の写し ※当日発行できない証明書もあります
収納対策課 (内線 61-164)	●市税および国民健康保険税の納税相談（当日は、税金の支払いはできません）	※国・県および他の市役所等への問い合わせが必要なものや、申請等の内容によって、取扱いや受理ができない場合があります。ご利用の際は、不明な点を事前に市役所各窓口へお問い合わせください。
福祉事務所 (内線 61-120)	●住民異動に伴う「障害者手帳」の手続き	
子ども未来課 (内線 61-126)	●住民異動に伴う「児童手当」の手続き	
保険年金課 (内線 61-139、153)	●住民異動に伴う「国民健康保険」および「子ども医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療」の手続き（国民年金・後期高齢者医療に関わる手続きはできません）	
介護サービス課 (内線 61-201)	●住民異動に伴う「介護保険」の手続き	
下水道課 (内線 61-531)	●住民異動に伴う「下水道使用」の手続き	【問い合わせ】 市市民課 (代表 ☎ 22-1111、 内線 61-136、137)
水道課 (内線 61-232)	●住民異動に伴う「水道使用」の手続き（当日は、水道の開閉栓等で現地に行くことはできません）	

※市営住宅入居者の、転入・転出・転居等住民異動届出の手続きについては、都市計画課での事前手続きが必要です。